

小牧市自殺対策庁内連絡会議設置要綱

令和 2 年 3 月 3 1 日
3 1 小保セ 2 5 1 4 号

(設置)

第 1 条 自殺対策基本法（平成 1 8 年法律第 8 5 号）第 1 3 条第 2 項の規定により策定した小牧市自殺対策計画（以下「計画」という。）の進行管理及び庁内における関係施策の連携を図るため、小牧市自殺対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 庁内関係部課の関連事業の進行管理に関すること。
- (2) 庁内における関係施策の連携に関すること。

(組織等)

第 3 条 連絡会議は、委員 1 2 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 人事課職員
- (2) 商工振興課職員
- (3) 市民安全課職員
- (4) 保健センター職員
- (5) 福祉総務課職員
- (6) 地域包括ケア推進課職員
- (7) 障がい福祉課職員
- (8) 子育て世代包括支援センター職員
- (9) 学校教育課職員
- (10) まなび創造館職員
- (11) その他市長が必要と認める者

3 連絡会議に会長を置き、前項第 4 号に掲げる委員をもって充てる。

(会議)

第 4 条 連絡会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 連絡会議は、会議において必要があると認める場合は、議事に関する者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、保健センターにおいて処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。